

平成28年4月4日

第18回保険者による
健診・保健指導等に関する検討会

資料5

第3期特定健診・特定保健指導に 向けた見直しについて

保険局医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室

特定健診・特定保健指導の制度について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者は特定健診・保健指導を実施

制度概要

- 根拠法:「高齢者の医療の確保に関する法律」
- 実施主体:医療保険者
- 対象:40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者
- 内容(健診):高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の**内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康審査**を実施
- 内容(保健指導):健診の結果、**健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導**を実施。
- 実施計画:医療保険者は5年ごとに特定健診等実施計画を策定
* 第3期からは6年ごと
- 計画期間:第1期(平成20年度～平成24年度)(5年間)
第2期(平成25年度～平成29年度)(5年間)
第3期(平成30年度～平成35年度)(6年間)
- 健診項目及び対象者:特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(厚生労働省令)等により規定

特定健康診査・特定保健指導の概要

基本的な考え方

- 内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健診及び保健指導を医療保険者に行わせることにより、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指す。

主な内容

- 医療保険者は、40歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者に対して特定健診を実施。
- 健診の結果、一定の基準に当てはまる者に対して特定保健指導を実施。
【一定の基準】：腹囲が基準以上(男性85cm、女性90cm)でかつ、血糖・血圧・脂質の検査値が基準に当てはまる者(リスクの程度によって指導内容が変化(喫煙者は指導レベル上昇))
- 平成25～29年度における全国目標
 - ・特定健康診査の実施率 70%【29年度の目標値】
 - ・特定保健指導の実施率 45%【29年度の目標値】
 - ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率 25%(20年度比)【29年度の目標値】

(参考)特定健診・保健指導の実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特定健診実施率	38.9%	41.3%	43.2%	44.7%	46.2%	47.6%
特定保健指導実施率	7.7%	12.3%	13.1%	15.0%	16.4%	17.7%

特定健診の検査項目

- 質問票(服薬歴、喫煙歴等) ○ 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ○ 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定 ○ 血液検査(脂質検査、血糖検査、肝機能検査) ○ 検尿(尿糖、尿蛋白)

注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合には、心電図検査等を実施

特定健康診査

対象者

実施年度中に40-75歳に達する加入者(被保険者・被扶養者)
実施年度を通じて加入している(年度途中に加入・脱退がない)者
除外規定(妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等)に該当しない者

※年度途中に75歳に達する加入者は、75歳に到達するまでの間が対象

基本的な健診の項目

- 質問票(服薬歴、喫煙歴 等)
- 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・ 脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - ・ 血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c) 注)摂食時はHbA1c
 - ・ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)

詳細な健診の項目

- 心電図検査
- 眼底検査
- 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

詳細な健診項目について

(1)12誘導心電図

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2)眼底検査

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3)貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

①血糖高値	a	空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b	HbA1c(NGSP)	5.6%以上	
②脂質異常	a	中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b	HDLコレステロール	40mg/dl未満	
③血圧高値	a	収縮期血圧	130mmHg以上	又は
	b	拡張期血圧	85mmHg以上	
④肥満	a	腹囲	男性85cm以上、女性90cm以上	又は
	b	BMI	$\geq 25\text{kg/m}^2$	

現行の保健指導対象者の選定基準

1. 検査値により、保健指導判定値を超えている場合、以下の分類により、必要となる保健指導の種類が自動的に判定される。
2. 但し、必ずしも、自動判定の通りとなるのではなく、医師が全ての検査項目の結果から総合的に判断し、保健指導とすべきか、医療機関への受療とすべきかを判定する。
3. その上で、保健指導対象者となった者のリストから、医療保険者にて、リスト全員に実施するのか、優先順位をつけ(重点化)絞り込むかを判断し、最終決定した対象者に保健指導の案内(利用券の送付等)を行う。

<保健指導判定値>

- ①**血糖** a 空腹時血糖100mg/dl以上 又は b HbA1cの場合 5.6% 以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)
- ②**脂質** a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満 又は c 薬剤治療を受けている場合 (質問票より)
- ③**血圧** a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上 又は c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)
- ④**質問票 喫煙歴あり** (①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※1 服薬中の者については、医療保険者による特定保健指導の対象としない。

※2 前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

(注) 斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

(参考) 労働安全衛生法の事業主健診結果の情報提供の促進について

- 質問票における服薬歴と喫煙歴については、特定健診では必須項目となっている一方、事業主健診では義務付けまではされていないため、過去、通知により事業者へ協力要請を発出。
- 平成24年5月、事業主健診の項目のうち医療保険者への情報提供に際し労働者の同意を要するものを明示(業務歴、視力等)して、保険者への情報提供の義務の周知徹底を図る通知を労働部局と連名で発出。

【事業主健診の項目と保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目との関係】

	労働安全衛生法 (定期健康診断)	高齢者医療確保法 (実施基準第2条)
既往歴	○	□
(うち服薬歴)	※	□
(うち喫煙歴)	※	□
業務歴	○	
自覚症状	○	□
他覚症状	○	□
身長	○	□
体重	○	□
BMI	○	□
腹囲	○	□
視力	○	
聴力	○	
胸部エックス線検査	○	
喀痰検査	○	
血圧	○	□
貧血検査		
血色素量	○	□
赤血球数	○	□
肝機能検査		
AST(GOT)	○	□
ALT(GPT)	○	□
γ-GT(γ-GTP)	○	□
血中脂質検査		
LDLコレステロール	○	□
HDLコレステロール	○	□
血清トリグリセライド	○	□
血糖検査		
空腹時血糖	●	□
HbA1C	●	□
随時血糖 [#]	●	□
尿検査		
尿糖	○	□
尿蛋白	○	□
心電図検査	○	□

- …労働安全衛生法の定期健康診断の必須項目
- …労働安全衛生法の定期健康診断の選択実施項目
- …高齢者医療確保法で保険者が事業者等に対して提供を求めることができる項目
- ※…必須ではないが、聴取の実施について協力依頼済

注)「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」に定められている質問項目中の以下の項目の聴取は必須ではないが、事業者が情報を入手していた場合には、保険者は事業者に対して提供を求めることができる。

<質問項目中、聴取は必須ではないが、事業主が情報を入手していた場合に、保険者が事業者に対して提供を求めることができる項目>

- ・ 貧血
- ・ 20歳からの体重変化
- ・ 30分以上の運動習慣
- ・ 歩行又は身体活動
- ・ 歩行速度
- ・ 1年間の体重変化
- ・ 食べ方
- ・ 食習慣
- ・ 飲酒量
- ・ 睡眠
- ・ 生活習慣の改善
- ・ 保健指導の希望

特定健診・特定保健指導の経緯について

平成20年度から第1期、平成25年度から第2期計画期間とし、5年ごとに見直しを実施

制度の創設

- 平成18年 「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年6月21日法律第83号)」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正
- 平成18年 8月～平成19年3月 「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」を開催し、施行に向けた準備

第1期

- 平成20年 4月 医療保険者による特定健診・特定保健指導の開始
- 平成23年 4月 第1回保険者による健診・保健指導等に関する検討会開催
- 平成24年 7月 第2期計画期間に向けてのとりまとめ

第2期

- 平成25年 4月 第2期特定健診・特定保健指導の開始
- 平成28年 1月 特定健診・特定保健指導の見直しに向けた合同検討会を開催